

浜松地域F S C・C L T利活用推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、浜松地域F S C・C L T利活用推進協議会（以下、「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会の目的は、F S C認証材及びC L Tの利活用を「民」・「官」連携により積極的に推進することを通じて、新たな木材需要を創出するとともに、木材生産及び流通量を拡大し、地域産業の活性化並びに地方創生を図る。併せて、F S C認証材の積極利用による都市の木質化を通じて、森林の適正整備による地球温暖化防止等に寄与することとする。

(定義)

第3条 協議会では、F S C認証材及びC L T等について以下のとおり定義する。

- (1) F S C認証材は、浜松市内のF S C－F M認証林から伐採され、浜松市内または県西部地域のF S C－C O C認証取得事業者により生産された木材のことをいう。
- (2) C L Tは、前号のF S C認証材を中心とした地域産の木材で生産されたものをいう。
- (3) 地域産の木材は、浜松市内または県西部地域の森林から伐採され、浜松市内または県西部地域の事業者により生産されたものをいう。

(事業)

第4条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) F S C認証制度の普及啓発に関すること
- (2) F S C－C O C認証の取得に関すること
- (3) F S C認証材の利用に関すること
- (4) C L Tの普及啓発及び利用方法の研究に関すること
- (5) C L Tの利用に関すること
- (6) C L T製造工場の立地に関すること
- (7) その他、目的を達成するために必要な事項

(会員等)

第5条 協議会は、目的に賛同する浜松地域の企業、団体等を会員として構成する。

2 協議会には、学識経験者等の専門家をオブザーバーとして置くことができる。

(会費等)

第6条 協議会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会員の年会費は1万円とし、会員は協議会の請求に基づき納付しなければならない。なお、途中入会等による会費の月割、日割は行わない。
- 3 協議会は、必要に応じて、前項の年会費以上の会費を別途会員に請求することができる。
- 4 オブザーバーからは年会費を徴収しない。

(役員等)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 3名以内
 - (3) 監 事 3名以内
- 2 前項の役員は、会員の互選とする。
 - 3 役員の任期は1年とし、再任することができる。
 - 4 会長は協議会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長が欠けた場合または会長の指示により職務を代行する。
 - 5 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査する。
 - 6 役員は無報酬とする。
 - 7 協議会には、顧問を置くことができる。

(総会)

第8条 総会は会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算に関すること。
 - (2) 規約の改廃に関すること。
 - (3) 役員を選任
 - (4) その他、会長が必要と認める事項。
- 2 総会の議事は、出席者の過半数の同意によって成立する。

(運営委員会)

第9条 協議会には、目的を達成するために必要な事業の企画・運営などを行う運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は会長が選任した委員並びに役員等により構成する。
- 3 運営委員会の委員長及び副委員長は、会長が選任する。
- 4 委員長は会長が兼任することができる。

(部会)

第10条 協議会には、目的を達成するために必要な具体的な事業などを行う

部会を設置することができる。

2 部会長は運営委員会副委員長をもって充てる。

(事務局及び会計)

第11条 協議会の事務及び会計を処理するため、浜松市産業部林業振興課並びに浜松磐田信用金庫に事務局を置く。なお、協議会の事務は浜松市産業部林業振興課、会計は浜松磐田信用金庫が処理する。

2 事務局には、事務局長及び会計責任者を置く。

3 事務局長は、浜松市産業部林業振興課長を充て、協議会の事業の事務全般の責任を有し、会計責任者は、浜松磐田信用金庫地方創生戦略推進室長を充て、協議会の事業の会計事務の責任を有する。

4 事務局長及び会計責任者はこの規約に定める範囲に属する事務について、会長に代わって決裁することができる。

5 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。なお、平成28年度については、設立の日から翌年の3月31日までとする。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

本規約で規定する協議会発足時の役員、運営委員会、事務局、会計については、発起団体が選任し、平成28年6月1日の設立総会から適用する。

[発起団体]

浜松信用金庫

遠州信用金庫

浜松市

附則

この規約は、平成28年6月1日より施行する。

この規約は、平成29年4月27日に改正する。

この規約は、令和元年5月13日に改正する。